

# 原告第 26(+27 修正) 準備書面 (最終準備書面)

## 《 目 次 》

はじめに	3
<b>第 1 章 公安警察による権利侵害行為</b>	4
第 1 大垣署警備課の情報交換行為	4
1 議事録の信用性	4
2 本件情報交換の実態	6
第 2 岐阜県警警備部の情報収集行為及び保有行為	27
1 各所轄署の情報収集行為及び保有行為	27
2 岐阜県警警備部の情報収集行為及び保有行為	27
3 小括	27
第 3 警察庁警備局の情報収集行為及び保有行為	27
1 警察庁警備局は原告らの情報を収集・保有している	28
2 本件情報交換に関する情報を保有している	28
第 4 総括	28
<b>第 2 章 権利侵害</b>	29
第 1 はじめに	29
第 2 人格権としてのプライバシーの保護	30
1 人格権の概念	30
2 人格権としてのプライバシー	30
3 人格権の保障を認める裁判例	30
第 3 原告らが受けた権利侵害	36
1 警察による情報収集等の構造	36
2 本件情報交換による人格権侵害	36
3 公安警察による情報の収集・保有による人格権侵害	41
第 4 要保護性は失われていない	42
1 被告らの主張とのその位置づけ	42
2 本件で問題となる事項	43
3 要保護性の得失に関する判例	43
4 原告らについて要保護性は失われていない	46

<b>第3章 違法性</b>	46
第1 大垣署警備課とシーテック社の情報交換・情報収集に関して	46
1 はじめに	47
2 「公共の安全と秩序の維持」の意味	47
3 原告三輪	48
4 原告松島	56
5 原告近藤	56
6 原告船田	60
7 まとめ	64
第2 公安警察による個人情報の収集・保有	64
1 はじめに	64
2 原告らの主張	65
<b>第4章 損害賠償請求</b>	69
1 はじめに	69
2 総論	69
3 各原告について	73
<b>第5章 個人情報抹消請求</b>	77
1 請求が特定されていないとの主張は当たらない	77
2 公安警察は情報を保有している	77
3 人格権侵害に対する救済としての抹消請求	78
<b>第6章 終わりに</b>	79